

～ 学校運営協議会制度の導入に向けた進捗報告について ～
(総合教育会議資料)

令和3年度
稲城市教育委員会
指導課

前回の総合教育会議であげられた検討事項について

① 地域教育懇談会と学校運営協議会の関係・整理について

地域教育懇談会は、子どもたちの健全育成において無くてはならない取り組みであるために、これまでどおり活動を継続していきます。また、地域教育懇談会の構成員の中から学校運営協議会委員を引き受けていただくことで、地域と学校の更なる連携・協働を図ることとします。なお、学校支援コンシェルジュもこれまでどおり存続します。

② 学校運営協議会委員の人選及び教職員の任用に関して意見を述べることについて

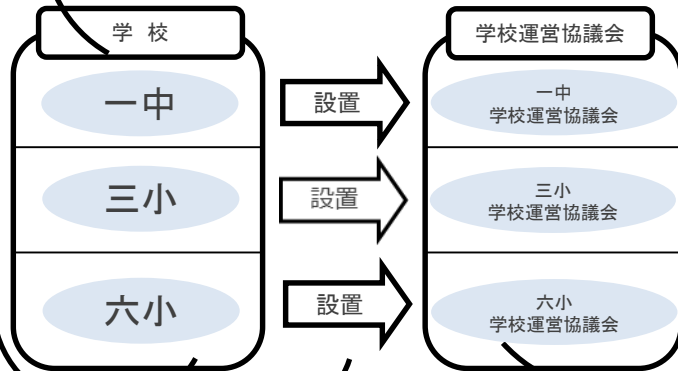
学校が抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要な熟議を充実させるため、委員が意見や承認を行う事項や職務内容、委員の人選においては、教育委員会規則に明記し、対象学校の校長からの推薦を受けたうえで、教育委員会が任命することとします。また、分限及び懲戒を求める意見及び特定の個人に関する意見は述べるできないものとして規則にて定めます。

③ 学校運営協議会設置の学校単位について

地域と共にある学校には、学校が地域の皆さまと目標やビジョンを共有し、地域が一体となって子どもたちのより良い教育活動を展開できるよう、学校を核としたローカルコミュニティの構築を図るねらいがあることから、各校に1協議会を設置することが望ましいと考えます。

稲城市における全体イメージ

稲城だからできる、
「地域・学校による協働活動」の形(例)



学校運営協議会制度導入にあたっての、一校単位運営図へ。

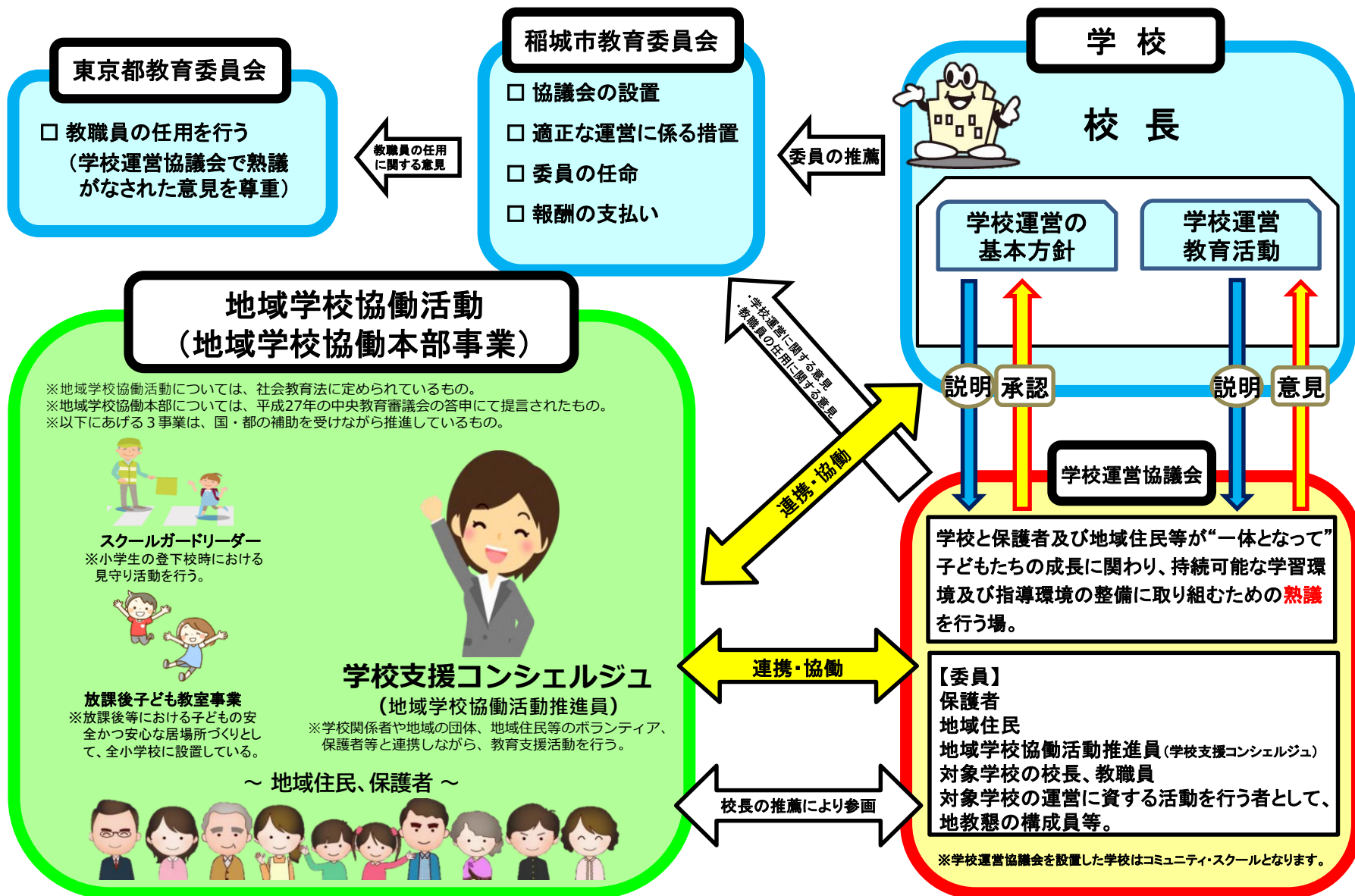


連携・協働



地域教育懇談会

一校単位における運営図



東京都教育委員会

- 教職員の任用を行う
(学校運営協議会で熟議がなされた意見を尊重)

稲城市教育委員会

- 協議会の設置
- 適正な運営に係る措置
- 委員の任命
- 報酬の支払い

学校

校長

学校運営の
基本方針

学校運営
教育活動

説明 承認

説明 意見

学校運営協議会

学校と保護者及び地域住民等が“一体となって”子どもたちの成長に関わり、持続可能な学習環境及び指導環境の整備に取り組むための**熟議**を行う場。

【委員】

- 保護者
- 地域住民
- 地域学校協働活動推進員(学校支援コンシェルジュ)
- 対象学校の校長、教職員
- 対象学校の運営に資する活動を行う者として、地教懇の構成員等。

※学校運営協議会を設置した学校はコミュニティ・スクールとなります。

地域学校協働活動 (地域学校協働本部事業)

※地域学校協働活動については、社会教育法に定められているもの。
 ※地域学校協働本部については、平成27年の中央教育審議会の答申にて提言されたもの。
 ※以下にあげる3事業は、国・都の補助を受けながら推進しているもの。



スクールガードリーダー
 ※小学生の登下校時における見守り活動を行う。



放課後子ども教室事業
 ※放課後等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりとして、全小中学校に設置している。

学校支援コンシェルジュ (地域学校協働活動推進員)

※学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、保護者等と連携しながら、教育支援活動を行う。

～ 地域住民、保護者 ～

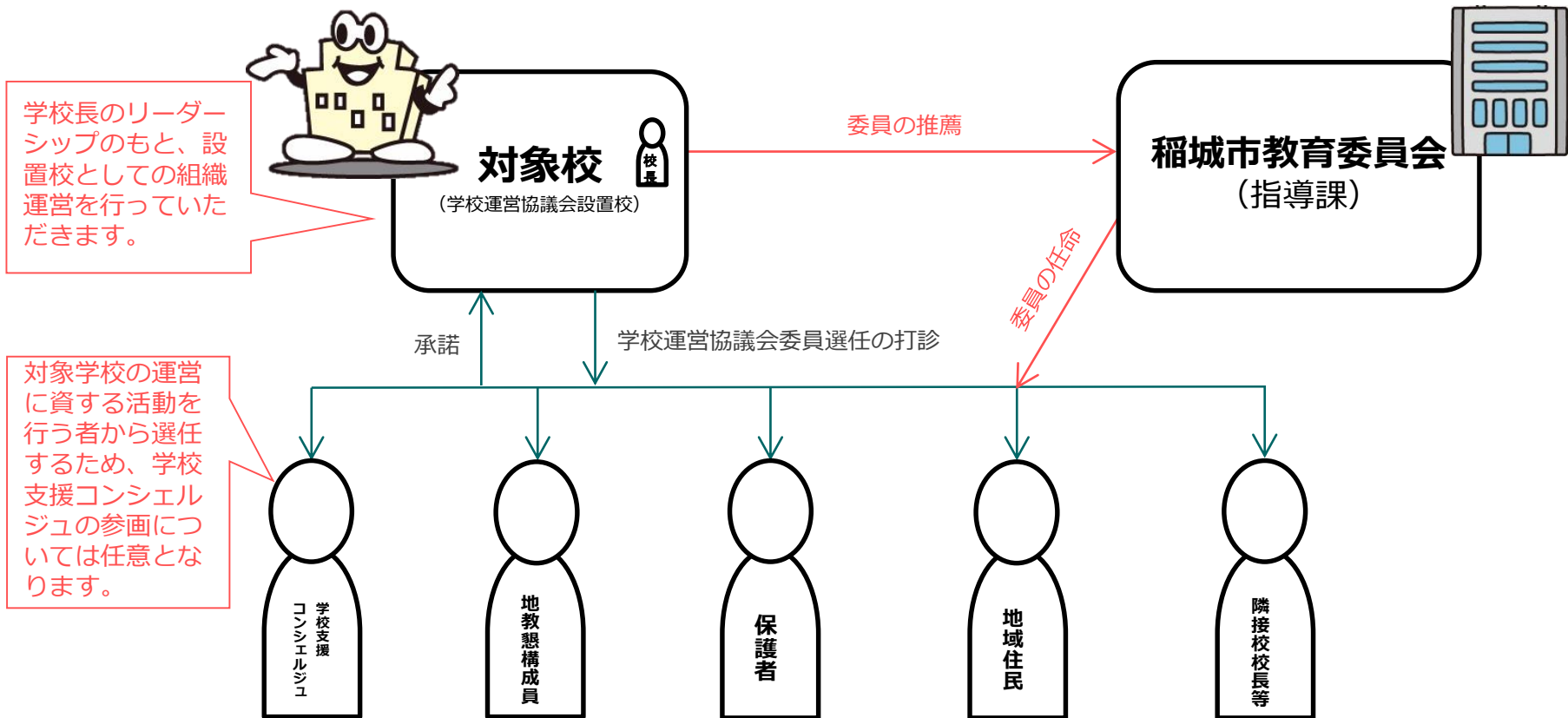


学校運営協議会の委員選任について

- 地域住民、保護者、地域学校協働活動推進員等の対象学校の運営に資する活動を行う者等から選任します。
- 本市では、地域住民、保護者の他に、地域教育懇談会構成員からの選任（※1）が妥当と考えます。
- 委員の選任に係る詳細については教育委員会規則（※2）にて定めることとします。

（※1） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項に該当する、本市独自の既存組織であるため。

（※2） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第10項の定めによるもの。



地域教育懇談会の概要

□ 目的（ミッション）

稲城の子どもたちの心身に健全な成長を期するという理念に基づき、健全育成のための情報の共有化、アクションの共有化等の具体的な実効のある活動を目指し、より一層の地域社会に根ざした教育力の充実を図るために、家庭、園、学校、地域四者の連携協力機関としての懇談会を実施する。

□ 会員構成

<学校・園>

学校（校長等）

幼稚園、保育園、認定こども園（園長等）

<家庭>

小学校、中学校のPTA等（会長等）

幼稚園、保育園の保護者会等（会長等）

<行政>

子ども福祉部児童青少年課

教育部生涯学習課

教育部指導課

<地域>

社会教育機関（公民館関係者等）

児童館関係者

自治会関係者

青少年育成地区委員会関係者

社会教育委員

民生委員・児童委員

保護司、更生保護女性会関係者

市P連OB会、警察（駐在）、保健所関係者等

青少年委員

□ 活動内容

- ・ 中学校ブロック毎に、構成員による定例会を開催
- ・ 各ブロックの代表によるブロック連絡会を年3回開催
- ・ 年1回各ブロックの活動を全体会で発表

新たな課題について

① 任命する学校運営協議会委員への報酬費について

これまでの調べにより、学校運営協議会委員に任命されると、非常勤の特別職の地方公務員の身分を有することとなり、地方自治法第203条の2第2項に基づいて報酬を支給しなくてはならなくなりました。

本市においては、学校運営協議会で行われる熟議に要する時間を約1時間程度と想定し、東京都における最低賃金額（1,041円）を準用し、日額1,100円を稲城市特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例にて報酬額として定めたいと考えています。

※23区26市を対象として、学校運営協議会委員への報酬額を定めるにあたっての算定根拠を調べたところ、他区市においても明確な根拠に基づくものではなく、報酬額を定める参考事例が見当たらなかったことから、稲城市における根拠を上記のとおり定めるものです。

今後のスケジュール（案）について



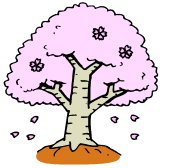
※設置日を令和4年4月1日とする場合。

4月1日

学校運営協議会制度導入と同時に、各校に順次学校運営協議会を設置

3月中旬

- 学校から委員の推薦を受理
- コミュニティ・スクール設置
予定校への支援



3月上旬

- 稲城市議会定例会にて、条例改正議案の上程及び稲城市教育委員会定例会にて規則制定議案の上程

12月中旬

- 小中学校長を対象とした説明会を実施（予定）

1月中旬

- 地域教育懇談会の構成員を対象とした説明会を実施（予定）
- 稲城市教育委員会定例会にて、条例改正依頼議案の上程

11月15日

- 総合教育会議

